

第2次 あきる野市行政改革推進プラン

平成22年3月

あきる野市

第2次 あきる野市行政改革推進プランの策定にあたって

このたび、平成24年度までの3年間を計画期間とする「第2次あきる野市行政改革推進プラン」を策定いたしました。私は、市長に就任して以来、「行政力」、「地域力」及び「地域経済力」の3つの力の強化を掲げて行政経営に取り組んでまいりました。災害に強いまちづくりと地域コミュニティの活性化を図るために防災・安心地域委員会を設置し「地域力」の強化を、地域資源を活用した地域活性化プロジェクトにより「地域経済力」の強化を図るとともに、「行政力」の強化を図るため、平成20年度を行財政改革元年と位置付け、行政改革の取組を進めてきました。本プランは、この行政改革の取組の成果と検証を踏まえるとともに、その内容を継承、発展し、社会情勢の変化に対応した行政運営の仕組みや手法を改革していくための方針をまとめたものであり、4つの基本方針のもと59の推進項目を掲げております。

これまで私は、行政力の強化、すなわち行政改革の取組の中で、効率的な市政運営を可能とするため、組織の見直しを進めるとともに、少数精鋭主義に基づく職員数や人件費の削減、人事評価と昇任試験による人事管理制度などの改革を進めてまいりました。また、市民サービスの向上と経費の削減を図るため、施設の委託・民営化の推進や市民の皆様のご協力により補助金の削減などを実施してまいりました。

しかしながら、地方分権の進展をはじめ、急速に進む少子高齢化など、社会情勢は引き続き、大きな変動の中にあります。加えて、景気の低迷による税収減や社会保障経費の増大など、行政を取り巻く環境は大変厳しい状況にあります。こうした状況に的確に対応し、安定した行政サービスを持続的に提供していくためには、市民の皆様とともに進める行政改革の取組によって、強固な行財政基盤を構築することが不可欠であります。

そこで、有識者や公募市民、各種団体の代表者などで構成する「あきる野市行政改革推進市民会議」を一昨年(平成22年)12月に設置し、行政改革の取組について検討していただきました。本プランについては、市民会議からいただいた提言を踏まえて策定したものであり、市民会議の皆様のご熱心なご議論に心から感謝申し上げます。

今後、市民の皆様とともに、本プランに掲げる取組を推進し、本市の地域資源である豊かな自然環境の保全・活用による「環境都市あきる野」の実現に向け、全力で取り組んでまいります。皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成 22 年 3 月

あきる野市長 臼 井 孝

目 次

I	行政改革の必要性と基本的な考え方	1
1	取り巻く社会情勢	1
	(1) 少子高齢化の進行と人口の減少化	1
	(2) 環境意識の高まり	1
	(3) 地方分権の推進	1
2	市の財政状況（本市の現状と課題）	2
3	行政改革の基本方針	6
	(1) 協働のまちづくりの推進	6
	(2) 環境共生の取組	6
	(3) 健全財政の確立と効率的・効果的な行政運営	6
	(4) 人材育成と組織管理	7
4	計画期間	7
5	プランの進行管理	7
6	その他の事項	7
	《行政改革の必要性と基本的な考え方》	8
II	改革の推進項目	9
1	協働のまちづくりの推進（取組1～取組11）	9
2	環境共生の取組（取組12～取組16）	12
3	健全財政の確立（取組17～取組29）	14
4	効率的・効果的な行政運営（取組30～取組51）	18
5	人材育成と組織管理（取組52～取組59）	27
	《巻末資料》	
	市の施設における利用者数、使用料額、管理運営経費等の状況について	32

I 行政改革の必要性和基本的な考え方

1 取り巻く社会情勢

(1) 少子高齢化の進行と人口の減少化

我が国の少子高齢化は、先進国に例を見ない急激な速度で進行しており、平成17年には、出生数が死亡数を下回り、総人口が減少に転じる人口減少社会が到来しました。現在、本市の人口は微増で推移していますが、高齢化率は、平成22年1月において23%になっており、超高齢社会に突入しています。

このような少子高齢化の進行に伴う生産人口の減少と高齢人口の増加とともに、団塊世代の大量退職などの様々な行政課題に加え、環境意識の高まりや生活スタイルの変化、市民ニーズの多様化による行政需要の増加など、行政を取り巻く社会情勢は大きく変化してきています。

こうした中、社会経済システムの各分野において行政改革を断行し、少子高齢化時代にあっても質の高い生活を実現することが求められています。

※ 高齢化率：全人口に対する65歳以上の占める割合です。この割合が7%を超えると高齢化社会、14%を超えると高齢社会、21%を超えると超高齢社会と言います。

(2) 環境意識の高まり

「地球温暖化」という世界規模の環境問題に世界各国で取り組まれている中、現代は「環境の時代」と言われており、国は、地球温暖化対策として2020年（平成32年）までに温室効果ガスの25%削減を国際公約し、その実現に向けて大胆に政策を押し進めることとしています。

本市においては、地球温暖化対策として、平成20年7月に「第二次地球温暖化防止対策実行計画」を策定し、平成24年度までの5年間で、基準排出量から6%削減することとしています。これにより、地球環境への負荷の低減を図るため、公共施設におけるエコ活動の取組として、電気や水、燃料等の使用量の削減や廃棄物の減量に配慮した活動を推進しています。

(3) 地方分権の推進

国民がゆとりと豊かさを実感し、安心して暮らすことのできる社会の実現を目指し、地方分権改革を総合的かつ計画的に推進するため、平成19年4月に「地方分権改革推進法」が施行されました。

また、同法に基づき設置された「地方分権改革推進委員会」では、地方分権改革の推進に関する基本的事項について調査審議を行い、第4次勧告まで提出しています。これにより、地方分権は新たな段階に入ったと言えます。

地方の自主性・自立性を高める分権改革については、同時に自治体自らが地域の実情に即した政策を実施し、その責任を負うことを求めているものです。本市においても、自らの責任と判断で行政運営を行うことにより、活力に満ちた地域社会の実現を図っていくことが重要であり、質の高い行政サービスを持続・提供するため、行政体制の整備が求められています。

2 市の財政状況（本市の現状と課題）

本市の財政状況は、景気の低迷により市税収入等が縮減し、地方交付税の交付総額が抑制される中、扶助費をはじめとする社会保障関係経費等の義務的経費が増大するなど、非常に厳しい財政状況が続いています。

このような状況により、平成19年度決算では経常収支比率が102.1%となったことから、平成20年度を「行財政改革元年」と位置付け、様々な行政改革の取組を進めており、平成20年度決算では101.3%と若干改善しています。しかしながら、依然として、経常収支比率は100%を超えており、財政構造が硬直化していると言えます。さらに、財政調整基金などの基金残高が減少する中、起債償還のピークとも相まって、今後も、厳しい財政状況が続くことが予想されます。

こうしたことから、本市の行財政運営に当たっては、自主財源の確保・拡充を図る取組を積極的に進めていくとともに、市民の視点に立った行政サービスのあり方を改めて検証する必要があります。

※ 扶助費：社会保障制度の一環として、生活困窮者、高齢者、児童、心身障がい者等に対して行っている様々な支援に要する経費です。

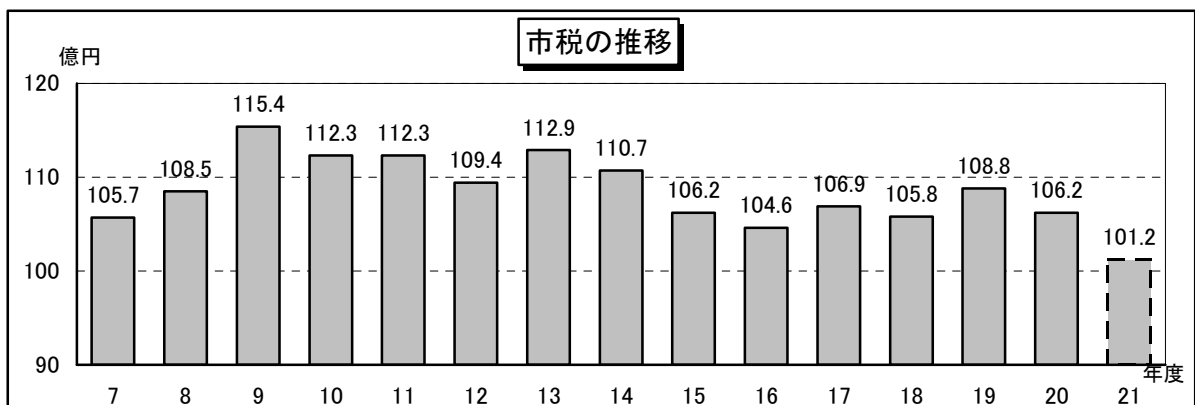
※ 社会保障関係経費：扶助費に、国民健康保険、老人保健、後期高齢者医療、介護保険の各特別会計への支出金を加えたものです。

本市の財政状況として、次のとおり市税や経常収支比率などの状況を示します。

《 市 税 》

歳入の根幹をなす市税収入は、平成9年度以降減収傾向が続いています。近年では、平成17年度、税制改正等による個人市民税の増、企業業績の好転による法人市民税の増などにより総額が増加しました。平成19年度には、個人市民税の定率減税廃止や国から地方への税源移譲により総額が大幅に伸びたものの、所得譲与税の廃止や税源移譲分の普通交付税からの全額控除などにより、税源委譲分を除くと実質的な増収にはつながっていません。

今後も、厳しい経済情勢の下、個人所得の減少や企業の業績悪化等による市民税の減収などにより、市税総額において大幅な減収になると見込んでいます。



※ 市税：個人市民税(税源移譲分を除く。)、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税(市分)、都市計画税、入湯税の合計(税源移譲影響分を除く。)です。

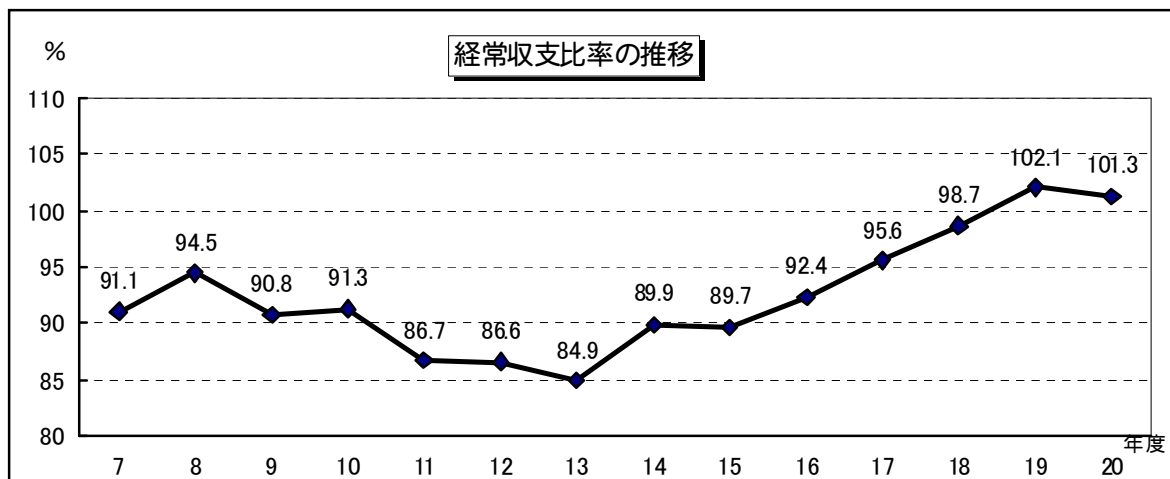
※ 所得譲与税：三位一体の改革の移行過程における国と地方の税源移譲を行うため、国税である所得税の収入のうち一部を地方に譲るものです。

※ 平成21年度は、見込みです。

《 経常収支比率 》

財政構造の弾力性を示す指標となる経常収支比率は、市税収入の低迷や国の「三位一体の改革」による地方交付税の総額抑制などにより一般財源収入が大幅に減少する中、歳出では、公債費が高い水準で推移しているほか、少子高齢化の進行などにより、扶助費や介護保険特別会計への繰出金などの社会保障関係経費を中心に経常経費の伸びが続いているため、急激に悪化しています。

経常収支比率は、平成19年度決算で100%を超え、102.1%になり、平成20年度決算で101.3%と0.8ポイント改善していますが、財政構造の弾力性が失われている状況と言えます。

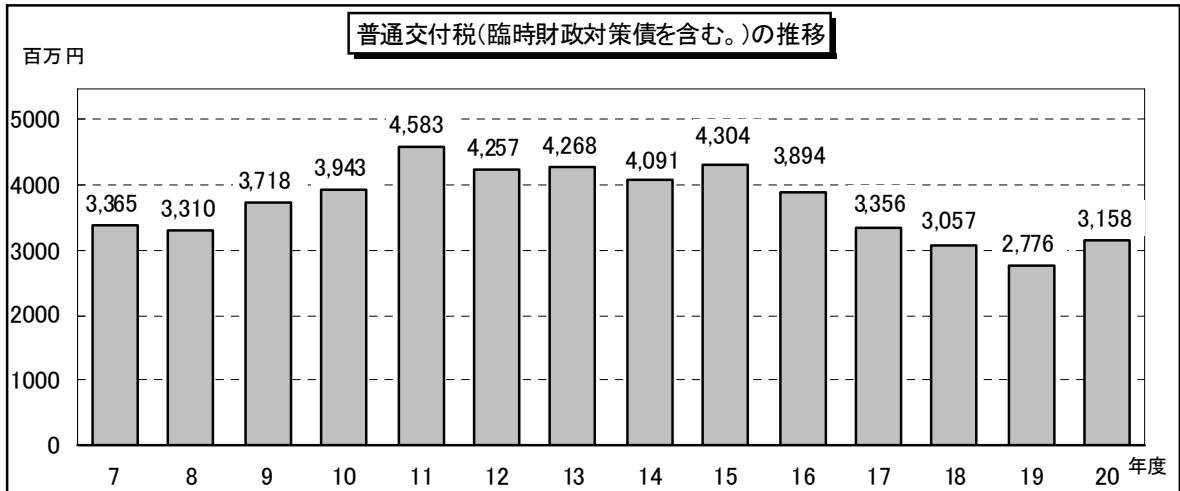


※ 経常収支比率：市税、地方交付税などを中心とする経常的な一般財源収入が、人件費、公債費などの経常的な経費に充当されている割合を示すものです。これは、財政の弾力性を表しており、この数値が低いほど弾力性があります。

《 地方交付税 》

地方交付税は、平成13年度以降、合併後の特例措置である普通交付税の二本算定（合併算定替）の段階的縮減が行われています。また、国の「三位一体の改革」に伴い、地方交付税総額の抑制が進められた結果、臨時財政対策債を含む実質的な交付額は大幅に減少しています。平成20年度には交付額が増加していますが、経済対策に伴う加算措置による増加があるものの、市税の減収や社会保障関係経費の増加などにより、実質的には政策的な事業に活用できる財源の増加にはなっていません。

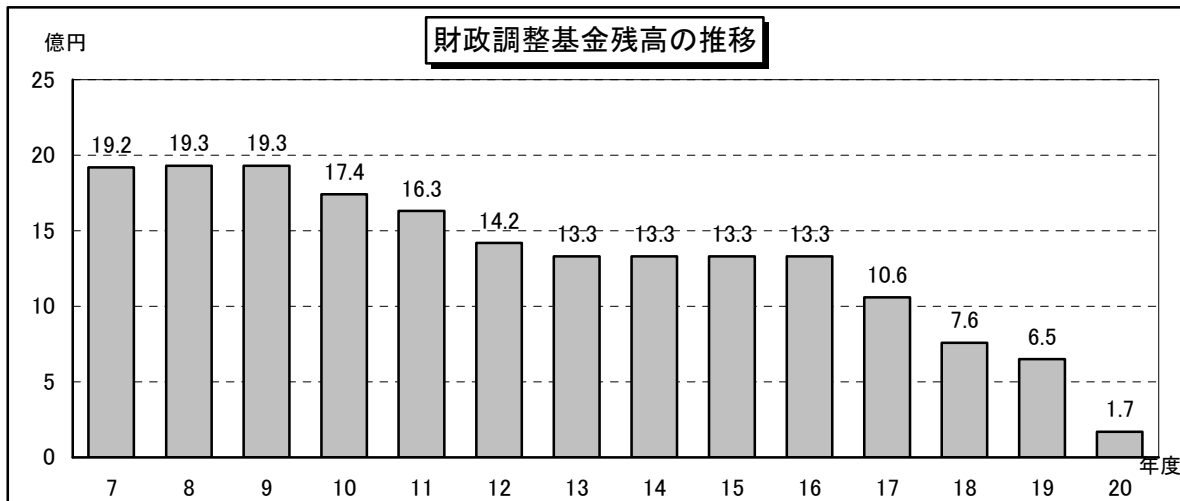
国の平成22年度予算の編成では、地方交付税について、特別加算措置が講じられている一方、抜本的な見直しを行うことも示されており、先行きは極めて不透明な状況です。



- ※ 地方交付税：地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む住民にも標準的な行政サービスを提供できるように財源を保証する制度です。
- ※ 臨時財政対策債：国の財源不足により、地方交付税として交付するべき財源の穴埋めとして、自治体が発行する地方債であるが、償還に要する費用は後年度の地方交付税で措置されます。

◀ **財政調整基金** ▶

一般財源の不足が続く中、財政調整基金の残高は大幅に減少しており、平成21年度末の残高でも2億円程度と見込んでいます。今後、年度間の財源調整や災害などの不測の事態への対応などを考慮すると、更なる基金の取り崩しは難しい状況です。

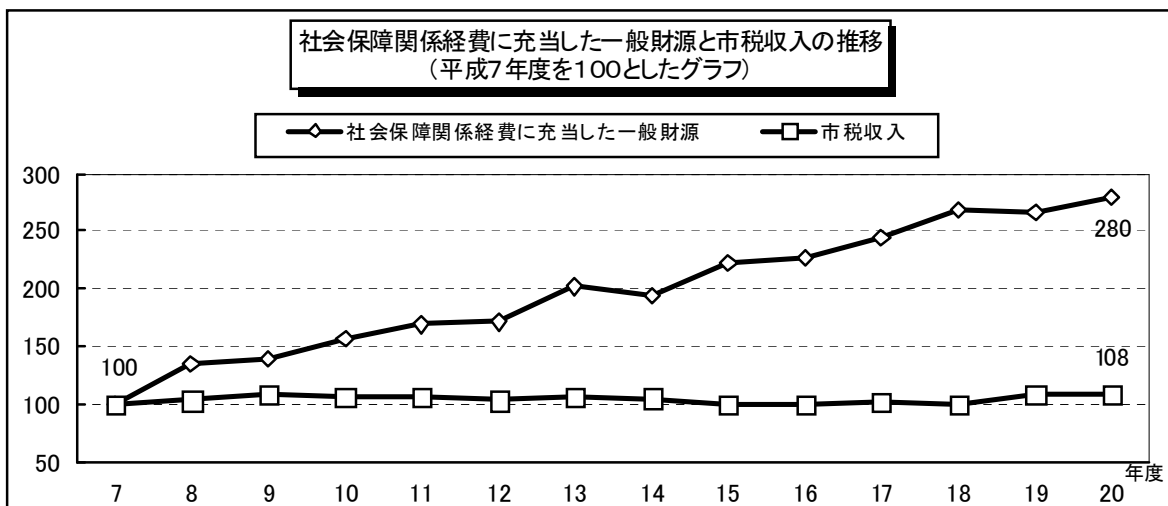


- ※ 財政調整基金：経済状況の変化による大幅な税収減や災害の発生などによる財源不足に備えて積み立てている基金です。

《 社会保障関係経費に充当した一般財源と市税収入 》

扶助費は、景気の低迷や単身高齢者の増加などを起因とした生活保護対象者の増加、児童手当対象者の拡充、児童扶養手当の支給事務の国から地方へ移管などにより、大幅に増加しています。

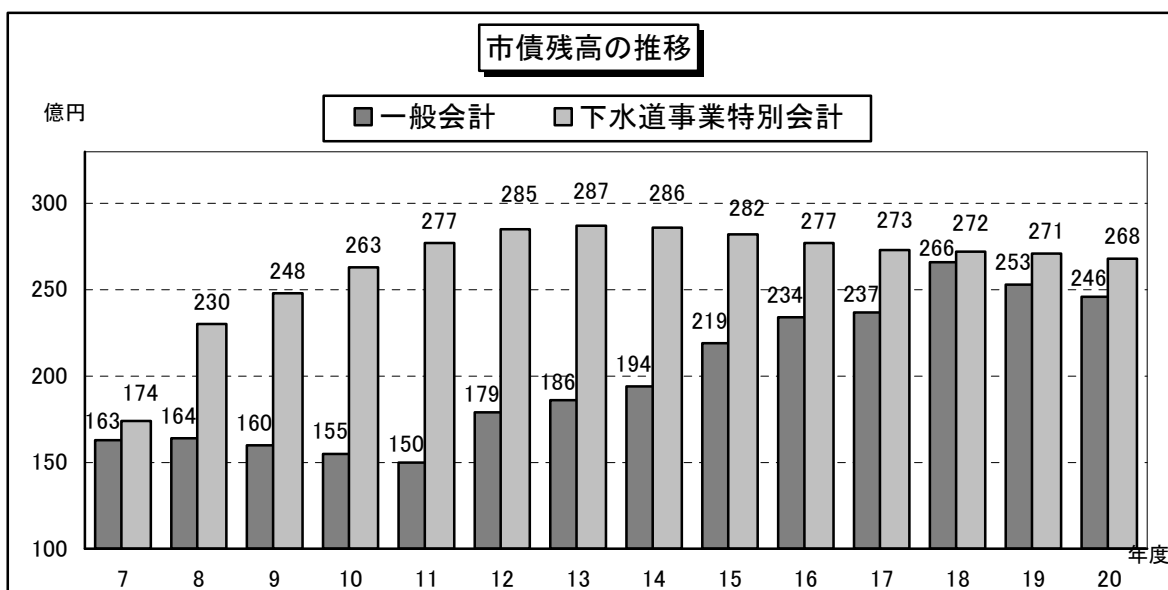
今後も、更なる少子高齢化の進展に伴い、扶助費などの社会保障関係経費は、確実に増加すると見込まれます。



※ 社会保障関係経費(再掲)：扶助費に、国民健康保険、老人保健、後期高齢者医療、介護保険の各特別会計への支出金を加えたものです。

《 地方債 》

増加傾向にあった一般会計の地方債(市債)残高は、平成19年度以降、減少に転じています。また、下水道事業特別会計の市債残高は、平成14年度以降、減少傾向にありますが、一般会計を超える規模になっています。



※ 地方債：地方公共団体が資金調達のために1会計年度を超えて行う借入れです。

※ その他、市に関係する借入金として、一部事務組合(阿伎留病院組合・西秋川衛生組合・秋川衛生組合・秋川流域斎場組合：約65億円)、土地開発公社(約70億円)があります(いずれも平成20年度末現在)。

※ 市債等残高は、元金のみであり、利子を含んでいません。

3 行政改革の基本方針

(1) 協働のまちづくりの推進

少子高齢化や環境問題などにより社会情勢が変化し、市民ニーズの多様化・個性化が進んでおり、公平・均一なサービスの提供を基本とする行政だけでは、これらの市民ニーズに十分にこたえることが難しくなっています。

これに対して、市民活動は、個々の市民ニーズをより身近に捉え、これらに基づき展開されているため、独自の判断に基づき、よりの確できめ細かなサービスを先駆的に提供することができます。

今後は、これまでの行政主導のまちづくりから、市民と行政がお互いに果たすべき責任と役割を明確にした上で、住民自治の確立に向けた対等なパートナーとして、ともにまちづくりを担う協働のまちづくりを進めていきます。

(2) 環境共生の取組

国は、地球温暖化対策として2020年（平成32年）までに温室効果ガスを1990年（平成2年）比で25%削減する国際公約をしており、市においても、国が進める温暖化対策等の取組を受け、吸収源となる森林の整備などとともに、公共施設におけるエコ活動やリユース・リサイクル・リデュース（3R）の推進などに取り組んでいます。

本市は、山々や丘陵などの緑とともに秋川や平井川などの清流に囲まれ、豊かな自然とふれあうことができるまちであり、市域の約6割を山林が占めています。このように豊かな自然環境をもつ「環境都市あきる野」として、市の特色であり、魅力となっている豊かな自然を守り、将来にわたって引き継いでいくため、市民や事業者などとの協働による保全と活用の仕組みづくりをはじめ、地球温暖化や地域づくりといった幅広い視野のもと、持続的発展が可能な社会の実現に向けた取組を推進していきます。

「郷土の恵みの森構想」は、その実現を図る取組であります。豊かな自然環境を活かしながら、郷土愛や自然愛をテーマに、未来に向けた「森林と人との共生の姿」を創出し、森林の恵みに抱かれ、森林とともに歩んできた、あきる野発の環境の時代をリードする新たな事業を展開していきます。

(3) 健全財政の確立と効率的・効果的な行政運営

景気低迷の影響による厳しい財政状況が続く中、引き続き市民満足度の高い行政サービスを提供し、市民から信頼されるゆるぎない行政運営を行うことが重要です。また、自立した都市として魅力的で活力あるまちづくりを進めていくためには、早急に財政の健全化を図ることが必要です。

そのためには、引き続きコスト意識の徹底を図り、最少の経費で最大の効果を挙げられるよう、効率的で弾力的な財政運営に取り組むとともに、市税収入等、自主財源の確保に努め、中長期的な視点に立った行財政運営に努めていきます。

また、事務事業の見直しを進め、民間委託の導入等に一層取り組むなど、よりスリムで質の高い行政サービスを提供できる体制を整備していきます。

(4) 人材育成と組織管理

地方分権の推進により、職員には政策形成能力や法務能力等が一層求められており、市民の視点に立った行政財政運営が不可欠です。

職員は、前例にとらわれることなく、常に、改革改善の視点と熱意を持って仕事に取り組み、市民生活の向上のために、その意欲と能力が最大限に発揮できるよう職場の環境づくりを進めていきます。

また、職員は、積極的に地域に出向き、市民との対話や交流等を通じて、市民ニーズを把握し、常に市民ニーズに沿った施策や事業の企画立案ができるよう、人材の育成に努めます。

4 計画期間

激しく変化する社会経済情勢等、行政を取り巻く環境を考慮し、本プランの計画期間は、平成22年度から平成24年度までの3年間とします。

5 プランの進行管理

本プランに位置付けた行政改革の取組を着実に実行するため、あきる野市行政改革推進本部に、その進捗状況を定期的に報告し、進行管理を行います。

また、行政改革の実効性を高め、開かれた行政運営を推進するため、あきる野市行政改革推進市民会議に行政改革の進捗状況等を報告し、実施状況を踏まえた行政改革の推進に関する提言や助言をいただき、改革の推進項目として積極的に取組を推進するとともに、その状況をホームページ等で公開します。

※ あきる野市行政改革推進本部：あきる野市行政改革推進プランに基づく改革を推進するため、市長を本部長に、副市長、教育長、全部長により設置しています。

※ あきる野市行政改革推進市民会議：地方行政を取り巻く極めて厳しい社会経済情勢の変化に的確に対応し、市民とともに行政改革の着実な推進を図るため、識見者、公募の市民及び各種団体の代表者により設置しています。本プランは、この市民会議からの提言を踏まえて策定しています。

6 その他の事項

本プランについては、あきる野市行政改革推進市民会議の提言を踏まえて策定していますが、市民会議の検討の過程においては、あきる野市議会について、様々な意見がありました。

市議会については、住民の立場から執行機関を監視し、行政の適正執行を確保するなど、自律権を持つ意思決定機関であり、その独立性と自主性を確保する必要があることから、本プランには、市議会に関する改革の推進項目を定めていません。

※ 自律権：会議を円滑に進めていくために会議規則を定めるなど、議会内部の問題について国や東京都、市長の干渉を受けずに自主的に定めることができる権限です。

《行政改革の必要性と基本的な考え方》

《取り巻く社会情勢》

社会環境、市民意識の変化

- ・ 少子高齢化の進行、団塊の世代の大量退職
- ・ 環境意識の高まり
- ・ 生活スタイルの変化や市民ニーズの多様化による行政需要の増加

地方分権の推進

- ・ 地方の自主性・自立性を高める分権改革の推進
- ・ 質の高い行政サービスを提供するための行政体制の整備

《市の財政状況》

財政状況の厳しい見通し

- ・ 景気低迷による税収の減少
- ・ 社会保障関係経費（扶助費等）の増大
- ・ 起債償還のピーク
- ・ 施設の耐震化及び老朽化に伴う維持補修費の増加

様々な変化に的確に対応し、行政運営の仕組みや手法の見直し、改革改善を推進し、市政運営に対する市民満足度の向上を図る。

《第2次行政改革推進プラン》

基本方針

- ・ 協働のまちづくりの推進
- ・ 環境共生の取組
- ・ 健全財政の確立
- ・ 効率的・効果的な行政運営
- ・ 人材育成と組織管理

計画期間

平成22年度～平成24年度

あきる野市行政改革推進本部

進行管理を行う。

基本方針に基づく
改革の推進項目
(59の取組) を実行

進捗状況を報告し、
提言・助言を受ける。

あきる野市行政改革推進市民会議

II 改革の推進項目

1 協働のまちづくりの推進

取組 1	協働のまちづくりのあり方の構築	主管課	企画政策課
概要	市民と行政の役割と責務を明確にし、市民と協働のまちづくりを推進していくため、あきる野市としての協働のまちづくりのあり方を構築します。これに基づき、市の各種計画の策定過程への市民の参画や市民の提案を活かした協働事業の推進など、市民と市が適切な役割分担と責任の下で、協働による新たな事業展開を進めます。		
実施年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
		検討	検討・実施
			⇒

取組 2	市民との協働プロジェクトの推進	主管課	① 地域防災課 ② 環境の森推進室
概要	<p>防災・安心地域委員会では、各地域の特性に合った防災に関する取組などを市と連携しながら地域住民が自主的に行っています。この活動を側面的に支援する目的で設置している地域コミュニティ応援隊は、職員のボランティアにより組織されており、今後とも、委員会と協働して活動を進めます。・・・①</p> <p>また、「郷土の恵みの森構想」を実現する取組として、ボランティアによる森林サポートレンジャーを組織し、地域住民と連携した森づくりを進めます。・・・②</p> <p>このような市民との協働プロジェクトを推進するに当たっては、市民と職員がその役割を自覚した上で、具体的な事業を協力しながら展開していきます。</p>		
実施年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	実施	⇒	⇒
			⇒

※ 防災・安心地域委員会：市民の安全で安心できる暮らしを守るため、市の旧町村(7地区)を単位に地域の特性に合った防災に関する取組などを地域の住民が自主的に行うことにより、災害に強いまちづくりを進めるとともに、地域コミュニティの活性化を図るために設置した組織です。また、地域コミュニティ応援隊は、この委員会を側面的に支援する市職員のボランティア組織です。

※ 郷土の恵みの森構想：本市にある森林や清流などの豊かな自然環境を守り、将来にわたって引き継いでいくため、市民や事業者などとの協働による保全と活用の仕組みをはじめ、地球温暖化や地域づくりといった幅広い視野のもと、継続して森づくりができるシステムなど、持続的発展が可能な社会の実現に向けた取組をまとめたものです。

※ 森林サポートレンジャー：「郷土の恵みの森構想」に位置付けられた森づくりの取組について、地域住民との連携により活動を進めていくためのボランティアによる組織です。

取組 3	地域懇談会の実施	主管課	市長公室・地域防災課	
概要	平成21年10月に実施した「地域懇談会」は、地域住民との意見交換により、地域の課題や要望を把握し、市政運営に反映させる取組として実施していますが、この取組を継続して実施します。			
実施年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	実施	⇒	⇒	⇒

取組 4	市民の視点に立った政策提言の検討	主管課	市長公室・企画政策課	
概要	<p>市長への手紙などにより、市民から寄せられる行政改革に関する政策提言等の意見は、市民委員で構成する「あきる野市行政改革推進市民会議」において、その実施効果や問題点などを議論し、市民の視点に立った政策提言の検討を行うなど、市民の意見を行政運営へ反映する手法として活用します。</p> <p>また、市民会議には、本プランの進捗状況を検証していただくとともに、新たな行政改革の取組等について、市長に対して提言や助言をしていただきます。</p>			
実施年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
		実施	⇒	⇒

※ あきる野市行政改革推進市民会議(再掲): 地方行政を取り巻く極めて厳しい社会経済情勢の変化に的確に対応し、市民とともに行政改革の着実な推進を図るため、識見者、公募の市民及び各種団体の代表者により設置しています。本プランは、この市民会議からの提言を踏まえて策定しています。

取組 5	市民意識調査を活用した行政運営の推進	主管課	企画政策課	
概要	多様な市民ニーズを的確に把握し、時代の変化に柔軟に対応した行政運営を進めていくため、市民意識調査の調査項目の見直しを行いながら、行政運営に積極的に活用を図っていきます。			
実施年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	実施	⇒	⇒	⇒

取組 6	各種委員会委員への市民参画	主管課	全課	
概要	「各種委員会等委員の選任に関する指針」と「各種委員会等委員の市民公募に関する基準」に基づき、委員会等への市民参画を推進することにより、委員会等の活性化と公正で透明な運営を図ります。			
実施年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	制定等・実施	⇒	⇒	⇒

取組 7	パブリックコメントの実施	主管課	全課
概要	<p>「あきる野市におけるパブリックコメントに関する指針」に基づき、政策形成過程への市民参画や行政運営の公正の確保と透明化の向上を図ることにより、市民に開かれた市政運営を推進します。</p> <p>また、この実施状況等については、市民に分かりやすい形にして、市のホームページ等で情報提供します。</p>		
実施年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	制定・実施	⇒	⇒

※ パブリックコメント：市の基本的な政策等を策定等する過程において、その趣旨、目的、内容その他必要な事項を公表し、広く市民等から意見を求め、提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、意見に対する市の考え方を公表する一連の手続を言います。

取組 8	アダプト制度の導入	主管課	管理課
概要	<p>市民の参加と協力により、市民と行政の役割を明確にしながら、道路や公園などにおいて、市民の意見や活力を最大限に活用したボランティアによる美化活動として、清掃や除草などを行うアダプト制度を導入します。</p>		
実施年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	検討	検討・実施	⇒

※ アダプト制度：身近な公共空間である道路、公園、河川などについて、市が地域住民や地元企業等と定期的に美化活動を行うことを契約する制度です。地域住民などは、ボランティアで活動に参加し、市はその活動に対して一定の支援を行います。

取組 9	市政情報の共有化	主管課	市長公室・全課
概要	<p>市民と行政による協働のまちづくりを進めていく上では、市が保有する情報を積極的に市民に提供し、その共有化を図ることにより、市政情報の透明化を実現し、市政に関心を持てるようにすることが必要です。</p> <p>このため、市の広報紙やホームページにより、引き続き、市で取り組んでいる事務事業や財政状況、施設の利用状況等、市民が知りたい市政情報を分かりやすく提供します。</p>		
実施年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	実施	⇒	⇒

取組 10	情報公開コーナーの充実	主管課	総務課
概要	市で作成している様々な計画書や調査報告書等、国や東京都、その他の団体が発行している各種図書を全庁的に収集整理し、その一覧表を作成するなど、市民にとって利用しやすい情報公開コーナーの充実を進めます。		
実施年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	実施	⇒	⇒

取組 11	情報セキュリティ対策の充実	主管課	情報システム課
概要	住基ネットの稼働以来、いかに情報資産を守るべきかが重要な課題になっています。このため、情報セキュリティポリシーを改訂するとともに、これを遵守するための具体的な実施手順書の作成等を進めます。		
実施年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
		情報セキュリティポリシーの改訂	実施手順書の作成等

※ 住基ネット(住民基本台帳ネットワークシステム)：住民の利便性の向上と国、地方公共団体の行政の合理化のため、居住関係を公に証明する住民基本台帳(氏名、生年月日、性別、住所などを記載した住民票を編成したもの)をネットワーク化し、全国共通で本人確認できるシステムとして構築したものです。

※ 情報セキュリティポリシー：企業や自治体などの組織における情報資産のセキュリティ対策について、総合的・体系的かつ具体的にまとめたものです。

2 環境共生の取組

取組 12	「郷土の恵みの森構想」の推進	主管課	環境の森推進室
概要	「郷土の恵みの森構想」を推進するには、地域の森林と深い関わりのある地域住民との連携が不可欠であり、継続して活動するための動機付けや支援も必要です。このため、地域の意見を伺いながら、その方策を検討し、地域特性に応じた取組を推進します。		
実施年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	策定	実施	⇒

取組 13	エコ活動の推進	主管課	総務課・全課	
概要	<p>環境への影響を持続的に改善するため、平成14年に環境マネジメントシステムの国際規格「ISO14001」を認証取得し、庁舎における環境活動を展開してきました。平成21年10月からは、対象施設を市の職員がいる27の公共施設に拡大し、市の独自システムとなる「あきる野エコ活動」により職員による環境に配慮した活動を推進しています。</p> <p>引き続き、地球環境への負荷の低減を図るため、省エネルギーや省資源化などのエコ活動に全庁的に取り組みます。</p>			
実施年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	実施	⇒	⇒	⇒

※ あきる野エコ活動：平成14年9月から平成20年9月までの期間において認証取得していたISO14001の精神を引き継ぎ、市の公共施設において、地球温暖化防止対策実行計画を推進し、地球環境への負荷の低減を図るために行う市職員による環境に配慮した活動です。

取組 14	遊休農地の利用促進	主管課	農林課	
概要	<p>平成21年12月に施行された改正農地法により、農地は所有から効率的な利用へと見直しがされており、今後、遊休農地の利用が加速化していくことが見込まれます。</p> <p>このため、遊休農地に係る実態調査や農業者の規模拡大、遊休農地所有者の貸借等に関する意向調査を行い、農地の流動化（仲介）に段階的に取り組みます。</p>			
実施年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
		調査	実施	⇒

取組 15	庁用自転車の活用	主管課	総務課・全課	
概要	<p>あきる野市地球温暖化防止対策実行計画に基づく省エネ活動を推進するため、職員が事務所から近距離の移動をする場合には、自転車（電動アシスト自転車を含む。）を利用し、燃料費や庁用自動車の削減につなげていきます。</p>			
実施年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	整備・利用	⇒	⇒	⇒

取組 16	放置自転車の有効活用	主管課	環境課・地域防災課	
概要	放置自転車は、平成21年度に設置した「あきる野市放置自転車活用検討委員会」において、その有効活用の方法等を検討し、資源の有効な利用の促進を図ります。			
実施年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	検討	検討・実施	⇒	⇒

3 健全財政の確立

取組 17	財政運営の対応（経常収支比率）	主管課	財政課	
概要	<p>本市の経常収支比率は、平成19年度決算の102.1%から平成20年度決算で101.3%と0.8ポイント改善していますが、依然として財政構造の弾力性が失われており、大変厳しい状況です。</p> <p>このような中、計画的に経常収支比率を縮減していくため、平成23年度における経常収支比率の数値目標を99%にするとともに、長期的（平成30年度）には90%以下を数値目標として運用していきます。</p>			
実施年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	100.2%	99.0%	98.9%	98.4%

※ 経常収支比率(再掲)：市税、地方交付税などを中心とする経常的な一般財源収入が、人件費、公債費などの経常的な経費に充当されている割合を示すものです。これは、財政の弾力性を表しており、この数値が低いほど弾力性があります。

取組 18	財政運営の対応（公債費比率）	主管課	財政課	
概要	<p>起債は、耐用年数の長い施設等の建設のための「借入金」として、財政負担の年度間調整を図り、将来の住民にも負担してもらうという「世代間負担の公平」という性格を持つものです。市では、現在、公債費比率が12.5%を超えないよう、国や東京都の同意を受け、計画的に予算化をして執行しています。</p> <p>しかし、近年の厳しい社会経済状況の中、これに過大に依存した財政運営は、毎年の公債費（借入金の返済金）が財政を圧迫するとともに、次世代の大きな負担になることから、長期的（平成30年度）には10%以下を目標に運用していきます。</p>			
実施年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度

※ 公債費比率：一般財源のうち、公債費に割り当てられた額の、標準財政規模に対する割合を示すものです。これは、財政の弾力性を表しており、この数値が高いほど硬直性が高くなります。

※ 標準財政規模：その地方公共団体の標準的な状態で通常収入が見込まれる一般財源の規模を示すものです。

取組 19	市税等の徴収対策の強化	主管課	徴税課・関係課	
概要	<p>自主財源の確保と税負担の公平性の観点から、課税客体の把握に努めるとともに、徴収率の向上のため、引き続き、財産の差押さえをはじめ、インターネット公売など、徴収強化に取り組みます。</p> <p>なお、引き続き、収入の安定確保と納税しやすい環境を整えるため、口座振替制度の促進や滞納者への納税相談の実施、新たな納税方法としてコンビニ収納等の検討に取り組みます。</p>			
実施年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	実施	⇒	⇒	⇒

収納率（平成20年度決算）

（単位：円）

区分	現年度分の税額	滞納繰越分の税額	合計
調定額	11,539,283,105	381,532,450	11,920,815,555
収入額	11,346,025,501	113,202,905	11,459,228,406
不納欠損額	1,228,526	23,845,984	25,074,510
本年度	98.3%	29.7%	96.1%
前年度同期	98.5%	31.3%	96.5%

取組 20	進出企業に対する奨励措置制度の導入	主管課	地域産業推進室 ・都市計画課	
概要	<p>秋川高校跡地等へ企業を誘致し、産業の振興や雇用の促進を図ることにより、市税の根幹をなす市民税（個人・法人）の増収を図るため、進出企業に対する奨励措置制度の導入を検討します。</p>			
実施年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
		検討	検討・導入	

- ※ 奨励措置制度：企業誘致を促進する地区において、新規進出や規模拡大をする企業に対し、固定資産税等に相当する奨励金を助成等するものです。
- ※ 秋川高校跡地は、市街化調整区域内にあるため、企業誘致をする場合には、市街化区域へ編入するための線引きの見直しを行う必要があります。
- ※ 市街化区域と市街化調整区域：市街化区域は、既に市街地を形成している区域や計画的に市街化を図るべき区域です。また、市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域であり、原則として建築物を建てることのできない区域です。
- ※ 線引きの見直し：市街化区域と市街化調整区域の区域区分を変更し、主に市街化調整区域にある土地を市街化区域に編入することです。市では、秋川高校跡地を含め、市街化調整区域にある既成市街地（宅地化が進んでいる地区）を市街化区域へ編入することについて、その決定権者である東京都との協議を継続して実施しています。

取組 21	寄附を活用したまちづくり	主管課	契約管財課・関係課	
概要	<p>寄附を通して市政に対する関心や参加意識を高め、市民をはじめとする不特定多数の方の参加によるまちづくりの仕組みとして持続的に機能させるためには、寄附の使い道やそれがどのような成果につながるかを明らかにするなど、寄附を活用したまちづくりビジョンを明確に提示する必要があります。</p> <p>このため、寄附によるまちづくりの考え方を確立するとともに、その考えに対する寄附賛同者の信頼を高め、持続的に寄附が募れるよう制度の充実を図ります。</p>			
実施年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
		検討・充実	実施	⇒

取組 22	不用財産の積極的処分	主管課	契約管財課・管理課	
概要	<p>廃道敷地や旧水路敷地などの不用財産については、歳入確保の観点から、なお一層積極的な処分に取り組みます。</p>			
実施年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	実施	⇒	⇒	⇒

取組 23	新たな財源の発掘	主管課	① 契約管財課・関係課 ② 課税課	
概要	<p>新たな財源を発掘するため、公共施設における自動販売機の設置に係る競争入札の導入など、財源確保策としての可能性や効果を検討します。・・・① また、地方公共団体が条例により独自に定めることが可能な法定外税の導入等について調査・研究を進めます。・・・②</p>			
実施年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
		検討 実施	⇒	⇒

取組 24	有料広告の拡大	主管課	企画政策課・関係課	
概要	<p>市の発行物やモニター広告など、新たに広告媒体となりうるものについて調査・検討し、広告収入の拡大を図ります。</p> <p>※ 封筒、有料ごみ袋、パンフレットなど</p>			
実施年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
		検討 実施	⇒	⇒

※ モニター広告：市民課受付フロアーなどにTVモニターを複数設置し、行政情報(1/4程度)及び広告を放映する広告事業であり、設置費、制作費は、設置業者が負担します。

取組 25	補助金・負担金のあり方	主管課	財政課
概要	<p>補助金は、その性質や目的、活動、成果水準、現状における課題とその改善余地を調査し、その分析と交付対象者の活動を把握することにより、限りある財源で最大限の効果を生むよう、そのあり方を検討します。</p> <p>また、負担金には、法令に基づく加入義務付けのない任意団体（協議会等）に対する法令外負担金（会費等）など、時間の経過とともに、その目的・効果等が薄れてきているものがあります。</p> <p>このため、その団体の活動が市に対し、どのような効果をもたらしているか等を検証した上で、継続加入の必要性を検討し、これにより継続加入や脱会等を判断し、対応を図ります。</p> <p>なお、土地開発公社については、土地開発公社の経営健全化計画に基づき、補助金として利子補給等をしていますが、引き続き、経営の改善に取り組みます。</p>		
実施年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	検討 実施	⇒	⇒

※ 土地開発公社: 公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、公有地等の取得、管理、処分等を行うことを目的に、市の全額出資により設立した法人です。

※ 経営健全化計画: 土地開発公社の保有土地の縮減を図り、経営の健全化を図るために策定した計画です。

取組 26	使用料・手数料の検証	主管課	関係課
概要	<p>使用料は、受益者負担の観点から、施設を利用する人と利用しない人との負担の公平性を考慮するとともに、受益の度合いに応じて施設の利用者が負担しています。</p> <p>また、手数料は、特定の方のために行う事務に対していただく料金であり、原価計算や近隣市との比較を行い、手数料の額を決定しています。</p> <p>このため、使用料は、施設の利用状況の推移や維持管理経費に対する使用料収入の割合などを、手数料は、原価や他市の料金などを勘案した上で、それぞれ3年ごとにその検証を行います。</p>		
実施年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	検証		検証

取組 27	施設使用料の減免の取扱い	主管課	関係課
概要	<p>受益者負担の適正化の観点から、施設の利用状況の推移や維持管理経費に対する使用料収入の割合などを考慮した上で、施設使用料の減額・免除の取扱いや対象者等について検討します。</p>		
実施年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
		検討	

取組 28	通信コスト削減の検討	主管課	施設営繕課
概要	近年、普及している「ひかり電話」等のIP電話については、電話機や設備等の初期投資の負担も少なく、その通信経費が低廉であるなど、効率的な運用が期待できる一方、良好な通信環境や安定稼働の確保等の課題が指摘されていることから、導入のメリットやデメリットを比較検討した上で、対応します。		
実施年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
		検討	

※ IP電話：電話網のかわりに、インターネット網等を利用した電話サービスです。

※ ひかり電話：NTT東日本等が提供する光ファイバー通信サービス「Bフレッツ」を利用したIP電話サービスです。

取組 29	一部事務組合の負担金の削減	主管課	関係課
概要	一部事務組合の負担金については、構成自治体と連携し、予算要求時における検証を徹底するなど、引き続き、経常的経費の削減に努めます。 ※ あきる野市が構成している一部事務組合 ・ 秋川衛生組合（し尿処理）・西秋川衛生組合（ごみ処理）・阿伎留病院組合（公立阿伎留医療センター）・秋川流域斎場組合（ひので斎場）など		
実施年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	実施	⇒	⇒

※ 一部事務組合：複数の普通地方公共団体等が、行政サービスの一部を共同で行うことを目的として設置する組織(組合)です。

4 効率的・効果的な行政運営

取組 30	事務事業の見直し	主管課	全課
概要	厳しい財政状況の中、現在の歳出構造を将来の発展に向けた構造に改革していくため、引き続き、経営方針に示す行政経営の方針に基づき、限られた財源の適正配分に努めるとともに、行政評価システムの活用などにより事務事業の改革改善を進めます。		
実施年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	実施	⇒	⇒

取組 31	民間委託等の推進	主管課	① 関係課 ② 職員課・企画政策課	
概要	<p>住民サービスの向上や経費の削減、業務の効率化等の観点で、民間のノウハウが活用できる事務事業については、引き続き、民間委託化を進めます。公の施設においては、施設の特性や民間の実績等を踏まえ、指定管理者制度の導入等を推進します。・・・①</p> <p>また、非常勤職員等により処理している業務を、一括して民間委託する方式（一括委託方式）について、経費の削減や市民サービスの向上等の効果を検証し、導入について検討を進めます。・・・②</p>			
実施年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
		一括委託方式の検討		

※ 一括委託方式：非常勤の職員や嘱託員を雇用している学校給食の調理や配送、保育園の保育士や調理員、電話交換士、施設管理などの業務を一括して委託するものです。

取組 32	保育園の民営化	主管課	児童課	
概要	<p>東秋留保育園は、「あきる野市立保育園民営化方針」に基づき、平成23年度からの民設民営化に向けた取組を進め、多様化する保育ニーズや待機児童の解消などに柔軟に対応するなど、利用者の視点に立った保育サービスの向上を目指します。</p> <p>また、西秋留保育園における指定管理者による運営状況は、子どもが園に慣れ親しみ、保護者の信頼を得ているとともに、第三者機関による評価が良好であることから、現在の運営法人を民営化の運営主体として、平成23年度からの民設民営化に向けた取組を進めます。</p>			
実施年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
		引き継ぎ	民営化	⇒

取組 33	学校給食センターのあり方の策定	主管課	学校給食課	
概要	<p>学校給食センターの各施設・設備は、老朽化が進んでいるため、施設・設備のあり方について検討を進めるとともに、施設整備の手法や運営方法等の方針を定めます。</p>			
実施年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	検討	⇒	実施	⇒

※ 給食センター施設の状況：秋川給食センター（第一） 昭和45年建築
秋川給食センター（第二） 昭和51年建築
五日市給食センター 昭和47年建築

取組 34	秋川体育館の管理運営主体の検討	主管課	体育課	
概要	<p>五日市ファインプラザは、平成21年度から指定管理者による管理運営に移行し、民間団体のノウハウを活用した事業が展開されており、次年度に向けた新たな提案も行われています。</p> <p>本施設における指定管理者による管理運営の効果を踏まえるとともに、市民への施設サービスの向上と効率的な運営を更に進めるため、秋川体育館や市民プールにおける指定管理者制度の導入を検討します。</p>			
実施年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	検討	⇒		

※ 五日市ファインプラザにおける指定管理者制度導入の効果：トレーニング室では、新規機器に入れ替えられるとともに、全日、指導員が配置し、個人向けプログラムを数多く展開するなどにより、個人利用者が増加しています。

また、平成22年度においては、プールの開館時間の拡大やスポーツサークルラウンジの開設、リーフレットの更新など、新たなサービスの向上が図られます。

取組 35	秋川キララホールの管理運営方法の検討	主管課	秋川キララホール	
概要	<p>秋川キララホールにおいては、市民自らが芸術文化の担い手であるという意識を高める取組として、市の芸術文化資源の掘り起こしや市民自身が事業の運営主体としてコンサートや発表会等を開催するなど、市民との協働による事業運営等を進めます。こうした取組を進める中で、管理運営の方法を検討します。</p>			
実施年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	検討	⇒		

取組 36	施設の総合的管理の実施	主管課	施設営繕課	
概要	<p>施設の適正な管理を行い、市民が安全で安心して施設を利用できるようにするため、施設の管理台帳の作成を進めつつ、個々の施設の老朽化状況を踏まえた施設改修の必要性等の検討を進めます。</p> <p>これにより、施設の有効活用の視点を反映した長期修繕計画を策定し、適切な時期に適切な修繕等を行うことにより、建物の長寿命化や予算の平準化、財政負担の軽減を図ります。</p>			
実施年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	検討	⇒	⇒	

取組 37	公共建築物の耐震化	主管課	施設営繕課	
概要	<p>市所有の公共建築物の耐震化は、平成21年8月策定の「あきる野市耐震改修促進計画」において、「施設の重要性を考慮して、平成27年度までに耐震化率を100%にすること」を目標としています。</p> <p>耐震化が必要な78施設のうち、小中学校の校舎及び体育館については、児童・生徒の安全確保と災害時の避難場所に指定されていることから、重点的に耐震化を進め、平成23年度までに完了します。</p> <p>また、それ以外の施設については、施設の重要度や老朽度、財政状況等を踏まえた耐震化計画を策定し、計画的に耐震化を進めます。</p>			
実施年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	実施（小中学校）	実施（小中学校）	完了（小中学校） 計画の策定	実施（その他）

取組 38	各種施設の管理体制の見直し	主管課	① 管理課・体育課 ② 関係課	
概要	<p>小峰台公園に設置している小峰グラウンドソフトボール場と第3水辺公園は、公園施設として管理していますが、それぞれソフトボール場やサッカー場等のスポーツ施設として整備し、市民に利用されています。これらの施設は、一元管理により効率的かつ効果的な維持管理を行い、市民にとって快適で利用しやすい管理形態にします。・・・①</p> <p>また、観光用トイレやアメニティトイレ、公園のトイレなど、その目的にあわせたトイレを市内各所に設置し、それぞれの所管課が管理を行っています。市民にとって快適で利用しやすくするため、これらの施設の効率的かつ効果的な維持管理について検討します。・・・②</p>			
実施年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
		検討	実施	⇒

取組 39	施設コスト等の公表	主管課	関係課	
概要	<p>市では、様々な公共サービスを提供するため、各種施設を設置していますが、合併を経験していることもあり、次表に示すとおり比較的充実しており、その維持管理や運営には多くの経費を要しています。</p> <p>このため、これらの施設の管理経費や利用状況、使用料（減免額を含む。）など、施設の維持管理や運営に係るコスト等の状況について、積極的に情報提供を行い、市民や職員がコスト意識を持つことにより、効率的な管理運営を進めます。</p>			
実施年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
		実施	⇒	⇒

類似団体の施設数の状況（平成19年度） 「平成20年度東京都市町村概要」から
（単位：施設・人）

	児童館	公立 保育園	市民会 館等	公民館	図書館	体育館	プール※ 屋内/屋外	人口 (H20.3.31)
東大和市	6	4	1	5	3	1	0/1	81,977
あきる野市	9	5	2	1	6※	2	3/1	80,843
稲城市	5	6	0	5	5	1	0/1	80,066
狛江市	2	6	1	2	1	2	0/1	76,131
清瀬市	3	8	2	0	6	1	0/1	72,416
国立市	3	5	1	1	2	1	1/0	72,345
武蔵村山市	2	1	1	2	2	1	0/2	68,728
福生市	3	2	1	3	4	3	0/1	58,681
近隣市	青梅市	0	0	16※	0	12※	0/5	138,650
	羽村市	3	4	2	0	5	1/1	55,743

※ 類似団体：地方公共団体の財政状況を他の団体と比較するため、総務省において、その状況（人口などの財政状況を決定する前提条件）が類似している団体を分類しています。ここでは、平成20年度の類似団体で比較しています。

※ プールについては、「東京都における公立社会体育施設（平成20年度版）」によるデータであり、本市の屋内プールは、市民プール（草花公園）、五日市ファインプラザ、いきいきセンターの3施設、屋外プールは、市民プール（草花公園）の1施設です。

※ 本市の図書館は、平成22年3月現在、4館です。

※ 青梅市の市民会館等には、各地域に設置している市民センター等を含んでいます。また、図書館は、市民センターに設置している10館を含んでいます。

施設分類別維持管理費等の経費の状況 平成20年度決算（単位：円・%）

施設分類	使用料額	割合	減免額	割合	維持管理費※
社会教育・文化施設等	41,421,545	17.1	14,564,550	6.0	242,286,879
集会施設	3,751,750	11.3	1,910,800	5.7	33,277,792
スポーツ・レクリエーション施設	53,435,480	19.1	12,946,990	4.6	279,974,379
図書館※	—	—	—	—	144,231,425
郷土館	—	—	—	—	18,716,973
児童館※	—	—	—	—	38,480,321
合計	98,608,775	13.0	29,422,340	3.9	756,967,769

※ 維持管理費：人件費を除く維持管理費と事業費の合計です。

※ 施設分類の各施設の経費の状況は、巻末資料に掲載しています。

※ 図書館のうちの東部図書館エルと児童館には、貸出施設として会議室や集会室などを設置していますが、本来の目的施設でないため、その使用料等は巻末資料に掲載しています。

取組 40	公共施設の利用促進	主管課	企画政策課・関係課	
概要	<p>公の施設などの施設サービスや住民票の交付などの公共サービスは、利用者である市民等の視点に立った利用しやすく快適な環境を提供するため、すべての施設や窓口等において、利用者満足度の把握に取り組みます。</p> <p>これにより寄せられた利用者の声を反映させる仕組みを設けることにより、常に、業務改善等を行い、公共施設の利用促進やサービスの向上を図ります。</p> <p>また、公共施設における良好なサービスを推進するため、利用者の推移や維持管理経費等の状況を把握するとともに、利用者の声を分析し、民間施設の活用も視野に入れて、施設の有効活用や統廃合を検討します。</p>			
実施年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
		検討 実施	⇒	⇒

取組 41	五日市地域交流センターの有効利用	主管課	五日市出張所	
概要	<p>五日市地域交流センターは、地域住民や利用者の意向等を十分に把握した上で、五日市地区の活性化の観点で、その活用方法を検討し、施設の有効利用を進めます。</p>			
実施年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
		検討 実施	⇒	⇒

取組 42	市営住宅の整備	主管課	施設営繕課	
概要	<p>老朽化した木造の市営住宅は、効率的かつ効果的な建替えを推進するため、「公営住宅ストック総合活用計画」に基づき、未整備の9団地を1箇所に統合し、高齢者に配慮した整備を進めます。</p> <p>なお、市営住宅の整備については、民間住宅（一室ごと）の借上げ方式もあることから、市民に対して、建替方式とする理由を明確に説明するとともに、その跡地の公共的活用や売却処分を含めた対応を検討します。</p>			
実施年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	計画の見直し	実施	⇒	⇒

※ 公営住宅ストック総合活用計画：公営住宅の新設、建替え、大規模改善、住戸設備の改善改修に関する整備計画や整備プログラムを定めた計画です。

取組 43	増戸会館等の機能移転の検討	主管課	図書館・児童課 ・地域防災課	
概要	<p>増戸会館は、1階に中央図書館増戸分室を設置していますが、2階は増戸児童クラブの待機児解消のため、児童クラブとして活用しています。また、増戸小学校の教室を利用した五日市児童館増戸分館は、施設が狭いため、利用が制限されている状況です。</p> <p>このような状況を踏まえ、児童保育の待機児童の実態把握や児童館及び図書館分室のあり方を検討した上で、増戸会館及び五日市児童館増戸分館の機能転換の検討を行います。</p>			
実施年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
		検討	⇒	⇒

取組 44	戸倉小学校・小宮小学校の統廃合	主管課	教育総務課	
概要	<p>戸倉小学校及び小宮小学校は、児童数が大きく減少しているため、小規模学校が抱える課題に対応するための取組を進めてきました。しかし、今後も減少傾向が続くことから、教育条件の向上を図る観点で、五日市小学校への統廃合に向けて検討を行います。</p>			
実施年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	検討	⇒	⇒	⇒

児童数の実績と予測

(単位：人)

	実績		予測		
	H20	H21	H22	H23	H24
小宮小学校	23	21	17	21	17
戸倉小学校	28	29	33	29	23

取組 45	アートスタジオ五日市の維持管理等の検討	主管課	生涯学習推進課	
概要	<p>アートスタジオ五日市では、若手版画家（外国人1人、日本人2人）を3か月間招へいし、共同生活をしながら創作活動を行う事業とともに、版画教室を行っており、専門家等で組織するアートスタジオ五日市運営委員会が運営しています。</p> <p>今後は、自治会や地域住民、芸術家等による施設の維持管理とともに、運営を担える自立した組織づくりや施設の利用促進を検討します。</p>			
実施年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
		検討	⇒	⇒

取組 46	プール施設のあり方の検証	主管課	体育課
概要	いきいきセンターは、平成21年度から温水プール等の開館時間の短縮と冬季期間の閉鎖を実施し、運営の効率化を図っています。これによる経費の削減効果やプール施設全体の利用状況を検証しつつ、屋外プールを含めてプール施設全体のあり方や開館時間の縮減などの効率的運営、統廃合を検討します。		
実施年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
		検討	⇒

取組 47	図書館の管理運営方法等の検討	主管課	図書館
概要	図書館は、平成21年度、21人の職員で1中央館・3分館を管理運営していますが、その市民サービスの質・量を確保しつつ市民ニーズの多様化にこたえらるとともに、簡素で効率的な行政運営を実現するため、職員体制を含め、その効果的、効率的な管理運営方法等を検討します。		
実施年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
		検討	実施

取組 48	指定管理者による管理運営施設のモニタリングの実施	主管課	① 企画政策課 ② 関係課
概要	指定管理者による公の施設の管理運営状況については、各年度における事業報告の内容や指定管理者の自己評価等を、市のホームページで公開していますが、更なる透明性の確保と住民サービスの向上を図るため、モニタリング手法を確立し、これに係る基準を策定します。・・・① 特に、各施設の利用者満足度を把握し、市民サービスの向上を図るため、毎年、利用者アンケート調査を実施し、施設の管理運営に反映します。・・・②		
実施年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
		基準の制定	実施

※ 指定管理者制度：市が設置している体育館や保育園、公園などの公の施設について、公共的団体や企業、NPO等の民間団体など、市が指定する団体が指定管理者として施設の管理運営を行う制度です。

※ モニタリング：指定管理者による公共サービスの履行に関し、条例、規則、協定等に従い、適切かつ確実なサービスの提供が確保されているか確認する手段です。安定的、継続的にサービスを提供することが可能であるか監視(測定・評価)し、確認内容等の公表を行うとともに、必要に応じて改善に向けた指導・助言を行い、管理運営が適当でないとき等は、指定の取消等を行う一連の仕組みです。

取組 49	指定管理者による情報の公開	主管課	関係課
概要	公の施設を管理している指定管理者に対し、各施設の維持管理や運営状況等について、これまで以上に、市民に対して分かりやすく情報公開に努めるよう要請します。		
実施年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
		実施	⇒
			⇒

※ 指定管理者による情報公開：情報公開条例において、指定管理者は、条例の趣旨にのっとり施設の管理に関する情報の公開を行うため、必要な措置を講じるよう努め、市は、団体に対して協力を求めることとしています。

制度導入施設一覧

平成21年度予算額（単位：千円）

施設名称	指定管理者	指定期間	指定管理料
秋川ファーマーズセンター	秋川農業協同組合	H18.4.1～ H23.3.31	0
西秋留保育園	社会福祉法人 秋川あすなる会	H18.4.1～ H23.3.31	173,599
高齢者在宅サービスセンター ・萩野センター ・開戸センター ・五日市センター	社会福祉法人 あきる野市社会福祉協議会	H20.4.1～ H25.3.31	42,000
心身障害者通所授産施設 ・五日市希望の家	社会福祉法人 あきる野市社会福祉協議会	H20.4.1～ H25.3.31	27,786
心身障害者（児）通所訓練施設 ひばり訓練所	社会福祉法人 あきる野市社会福祉協議会	H20.4.1～ H25.3.31	23,460
秋川橋河川公園 第1水辺公園 リバーサイドパークーの谷 第4水辺公園 秋川ふれあいランド	あきる野市観光協会	H18.4.1～ H23.3.31	0
秋川溪谷 瀬音の湯	新四季創造株式会社	H19.4.1～ H24.3.31	0
五日市ファインプラザ	シンコースポーツ・山武・ 東京体育機器共同事業体	H21.4.1～ H26.3.31	97,658
産業文化複合施設 あきる野ルピア	株式会社 秋川総合開発公社	H21.4.1～ H23.3.31	7,603
総合福祉センター 秋川ふれあいセンター	社会福祉法人 あきる野市社会福祉協議会	H21.4.1～ H26.3.31	19,461

取組 50	各種委員会委員の報酬等の検証	主管課	企画政策課・職員課	
概要	行政委員会の月額報酬は、大津地裁判決（大阪高裁に控訴中）やその後の動向を踏まえつつ、各委員の実際の活動状況と報酬額等について検証を行います。また、各種委員会等の委員の報酬額等も検証します。			
実施年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
		検証		

※行政委員会：教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会など、国や地方公共団体に設置される合議制の行政機関です。

※大津地裁判決：滋賀県が、県労働委員会、収用委員会及び選挙管理委員会の委員に月額報酬（委員長・会長は226千円、その他の委員は202千円又は191千円）を支給するのは違法であるとして、その差止めを求めた住民訴訟であり、判決は地方自治法の関係規定の解釈を示した上で、本件支出の差止めを認めています。

取組 51	プロジェクトチームによる取組	主管課	全課	
概要	様々な行政課題に柔軟かつ迅速に対応していくため、必要に応じて、組織横断的なプロジェクトチームを設置し、その課題解決ための方策等を検討します。また、この課題解決のための取組を進めます。			
実施年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	実施	⇒	⇒	⇒

5 人材育成と組織管理

取組 52	人材育成基本方針の策定	主管課	職員課	
概要	地方分権が進む中、地方自治体には、自己決定・自己責任の原則のもと、社会情勢の変化や多様化する市民ニーズに的確に対応しながら、最少のコストで最大のサービスを将来にわたって安定的に提供していくことが求められています。また、地方分権化時代にふさわしい自覚と責任を持った自立した職員が求められています。 このような中、市が求める職員像や人材育成の方策などを示す基本方針を策定し、人事配置・人事管理などの総合的な人材育成に取り組みます。			
実施年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
		検討	策定	

取組 53	地域に根ざした職員の育成	主管課	全課	
概要	<p>職員が積極的に地域に出向き、地域の課題や情報を収集するとともに、市民との対話により相互理解を深めることは、協働のまちづくりの基礎となるものです。</p> <p>このため、日々の業務や研修を通じて積極的に地域と交流を図ることにより、地域特性を活かした政策形成ができる職員を育成します。</p>			
実施年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	実施	⇒	⇒	⇒

取組 54	人事考課制度の運用向上	主管課	職員課	
概要	<p>人事考課（評価）制度については、職員の能力開発や指導育成などをもって公正かつ適正な人事管理を行うものです。</p> <p>平成21年度からは、人事考課により把握した職員の勤務評定を活用し、これに応じた給与制度を導入するとともに、係長級と課長級への任用には、昇任試験を実施し、活用しています。今後は、本制度の運用の向上を図っていきます。</p>			
実施年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	実施	⇒	⇒	⇒

※ 人事考課(評価)：各職員の職務を遂行した成績や能力、態度等について、客観的かつ継続的に把握することにより、これを職員の能力開発、指導育成、昇任等に反映し、公正かつ適正な人事管理を行うことです。

取組 55	職員からの提案制度の充実	主管課	企画政策課	
概要	<p>職員からの提案制度は、職員の自発的参加により、職員のやる気の醸成や能力の向上につながるものであり、事務改善や経費削減、収入増加、市民サービスの向上等、活力のある行政運営に寄与しています。</p> <p>この取組を更に充実させるため、所管課で取り組んでいる業務改善についても、その対象に加えるなど、全庁的に制度の充実に取り組みます。</p>			
実施年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
		検討・実施	⇒	⇒

取組 56	簡素で効率的な組織の見直し	主管課	企画政策課・各課	
概要	<p>新たな行政課題や市民ニーズに即応した施策を総合的かつ機動的に展開できるようにするため、組織の統廃合を行い、業務を効率的かつ効果的に推進します。</p> <p>また、効率的かつ柔軟な組織運営を図るため、職員を流動的に動員できる制度の活用を図っていきます。</p>			
実施年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	実施	⇒	⇒	⇒

取組 57	定員管理の適正化	主管課	職員課	
概要	<p>本市の職員数は、あきる野市定員適正化計画に基づき削減を進めていますが、年齢構成に著しいひずみが生じており、この状態は組織的に多くの問題を抱えています。</p> <p>今後、数年にわたり継続する職員の大量退職を捉えて、年齢構成の平準化に努めます。また、新規事業や制度改正等により発生する行政需要や課題に的確に対応するため、計画的な職員採用と人事配置を進めます。</p>			
実施年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	実施	⇒	⇒	

※ あきる野市定員適正化計画(平成19年度～平成23年度)：計画期間の5年間で職員(派遣職員を除く。)を512人から467人まで45人削減することとしています。平成22年度までの期間で62人の削減になる見込みです。

※ 人事院の有識者研究会(座長・清家篤慶応義塾塾長)の最終報告では、現在60歳となっている国家公務員の定年を65歳まで段階的に引き上げる一方、中高年層と60歳以降の給与引き下げで総人件費増大を抑制するよう提言しており、2013年度(平成25年度)からの導入を目指しています。

また、「経済財政改革の基本方針2009」に基づく「平成22年度以降の定員管理について(閣議決定)」においては、国家公務員について、平成22年度から平成26年度までの5年間に、平成21年度末定員の10%以上を合理化することとしています。

4月1日現在の職員数の推移(派遣職員を除く。)

(単位：人)

年度	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15
職員数	605	601	599	593	582	574	567	553
増減数	—	△4	△2	△6	△11	△8	△7	△14

年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	合計
職員数	536	517	512	500	488	468	450	—
増減数	△17	△19	△5	△12	△12	△20	△18	△155
定員適正化計画による実績				△12	△12	△20	△18	△62

※ 平成7年9月1日現在(合併時)の職員数は、618人(派遣者を含む。)です。

※ 平成22年度は、見込みです。

類似団体（東京都）の状況（人口順）

（総務省資料）

	人口(人) (H20・3・31)	普通会計 職員数(人) (H20・4・1)	行政面積 (km ²)	人口1万人 当たりの 職員数(人)	ラスパイ レス指数(%) (H21・4)	
東大和市	81,977	435	13.54	53.06	100.5	
あきる野市	80,843	432	73.34	53.44	99.1	
稲城市	80,066	494	19.97	61.70	102.7	
狛江市	76,131	449	6.39	58.98	102.8	
清瀬市	72,416	430	10.19	59.38	101.0	
国立市	72,345	399	8.15	55.15	103.1	
武蔵村山市	68,728	364	15.37	52.96	99.6	
福生市	58,681	347	10.24	59.13	101.6	
近隣市	青梅市	138,639	694	103.26	50.06	101.4
	羽村市	55,639	331	9.91	59.49	101.8

- ※ 普通会計：地方公共団体における地方公営事業会計以外の会計をひとまとめにしたものであり、各地方公共団体の財政状況を統一的に比較するため、統計上用いている会計区分です。
- ※ ラスパイレス指数：地方公務員と国家公務員の給与水準を比較し、国家公務員の給与を100とした場合の地方公務員の給与水準を指数で示したものです。平成21年4月における本市のラスパイレス指数は、99.1%であり、多摩26市の中で一番低くなっています。
- ※ 類似団体：平成20年度の類似団体で比較しています。

取組 58	再任用職員の雇用形態の検討		主管課	職員課
概要	再任用職員の任期は、順次延長しており、平成21年度の定年退職者からは、65歳になる年の年度末になります。 本プランの計画期間（平成22年度～平成24年度）中の定年退職者数は55人であり、今後、再任用を希望する職員の増加が予想されることから、長年培った知識や経験を十分に活用するため、再任用職員の職域の拡大等を検討し、効率的かつ効果的な運用を図ります。			
実施年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	検討	⇒	実施	⇒

定年退職者の見込み

（単位：人）

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
退職者数	22	25	15	15

※ 各年度の退職者数は、その年度末に退職する職員の数です。

定年退職者に対する再任用職員の状況

（単位：人）

年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
定年退職者数	12	17	13	8	4	16	8	12
再任用職員数	5	5	6	7	3	10	3	7

※ 退職者数は、前年度の定年退職者数です。

取組 59	多様な雇用形態の推進 ～ 非常勤職員等の活用 ～	主管課	職員課
概要	<p>市では、職員の定員適正化を進めている中、様々な業務を実施しており、これまでもその職務内容に応じて非常勤職員や非常勤嘱託員、再任用職員などの多様な人材を活用することにより、人件費を削減し、行政運営の効率化に努めています。</p> <p>市の業務のうち、直接、職員が執行しなければならない業務を除き、その業務内容に対応した多様な雇用形態の職員を配置することで、人材の有効活用を図っていきます。</p>		
実施年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	実施	⇒	⇒

職員と非常勤職員等の経費額

	金額 (円)	週40時間 換算人数 (人)	1人当たりの 金額 (円)
職員の給与	—	—	7,266,000
非常勤職員等の賃金等	451,425,732	202.26	2,231,908

※ 職員の給与：平成21年度の普通会計予算額で平均額を算出しています。

※ 非常勤職員等の賃金等：平成20年度の一般会計決算額で算出しています。

非常勤職員と嘱託員職員の状況

(平成22年2月現在)

勤務場所	非常勤職員		非常勤嘱託員	
	延べ人数	主な業務	延べ人数	主な業務
本庁舎	44	一般事務	※41	レセプト点検、看護師、管理栄養士、ケアマネージャー、一級建築士（教育）等
	2	一般事務（児童館関係）		
	7	一般事務（健康課関係）		
保育園関係	29	用務員、調理員等	39	保育士
児童館関係	25	児童館補助、学童保育補助等	78	児童館館長、児童館指導員、学童保育指導員等
健康課関係	23	健診補助、予防接種補助等	15	保健師、看護師、栄養士等
学校関係	136	教員補助、学校図書館補助、特別支援学級介助、学校一般事務等	27	教育相談所相談員、適応指導教室専任指導員、理科支援員等
給食関係	84	配膳員 調理員等	0	
生涯学習関係	10	二宮考古館、五日市郷土館及び旧市倉家の事務	2	放課後子ども教室コーディネーター等
図書館関係	27	図書館（4館）事務員	11	図書館（3館）事務員
その他	4	体育館及び公民館	3	体育館、公民館
計	391		216	

※ 41人中、健診などの業務があるときに、庁舎以外で勤務する者を含みます。

※ 勤務時間は、9時から15時までを基本に、3時間30分から7時間45分までの範囲で勤務しています。また、勤務日数についても、週1回から5回まで、様々な勤務形態があります。なお、多くの人が扶養の範囲内で勤務しています。

《 巻 末 資 料 》

市の施設における利用者数、使用料額、管理運営経費等の状況について
(平成20年度の実績)

※ 管理運営経費等に職員人件費は含みません。

○ 社会教育・文化施設等

施設名	利用者数 (人)	使用料		管理運営経費 (円)	開館日数 (日)
		収入額(円)	減免額(円)		
中央公民館	80,907	5,334,750	2,311,600	31,826,387	295
秋川キララホール	63,530	21,615,725	5,269,475	141,932,832	306
あきる野ルピア	51,380	10,748,620	2,377,925	42,922,884	357
五日市会館	38,553	856,700	2,186,000	4,599,015	357
五日市交流センター	35,540	2,297,750	2,324,350	※19,042,866	306
農業会館	8,731	568,000	95,200	1,962,895	365
合 計	278,641	41,421,545	14,564,550	242,286,879	—

※ 五日市交流センターの管理運営経費には、五日市出張所(庁舎)の経費(14,088,062円)を含みます。

○ 集会施設

施設名	申請件数 (件)	使用料		管理経費 (円)	開館日数 (日)
		収入額(円)	減免額(円)		
コミュニティ会館	636	320,300	727,750	3,807,213	—
小宮会館	101	58,350	103,400	—	308
戸倉会館	127	47,900	311,400	—	308
北伊奈会館	270	163,650	111,700	—	308
代継会館	138	50,400	201,250	—	308
学習等共用施設	3,679	3,431,450	1,169,150	28,047,519	—
二宮地区会館	400	344,800	161,450	—	307
千代里会館	286	242,400	212,050	—	308
御堂会館	812	921,200	119,800	—	308
鳥居場会館	591	571,300	172,700	—	308
玉見会館	103	61,900	90,850	—	308
野辺地区会館	513	408,250	139,600	—	308
草花台会館	256	195,150	110,150	—	308
楓ヶ原会館	669	644,950	145,550	—	308
増戸会館※	49	41,500	17,000	—	308
菅生交流会館	9	0	13,900	1,423,060	※304
合 計	4,324	3,751,750	1,910,800	33,277,792	—

※ 増戸会館の集会施設としての使用は、平日と土曜日の18:30～22:00と日曜日の9:30～22:00です。

※ 菅生交流会館の開館日数は、平成20年6月1日の設置以降の日数です。

○ スポーツ・レクリエーション施設

施設名	利用者数 (人)	使用料		管理運営経費 (円)	開館日数 (日)
		収入額 (円)	減免額 (円)		
秋川体育館	153,027	7,052,280	2,103,660	28,440,348	305
五日市ファインプラザ	144,068	16,765,780	4,116,630	93,433,908	306
市民プール (屋内) (屋外)	36,228	7,489,640	2,019,000	62,886,709	305
	26,510	3,529,780	0		43
いきいきセンター	26,799	3,678,380	400,000	39,018,379	305
運動場等	126,540	12,863,250	3,749,900	43,696,544	—
総合グラウンド	36,255	2,830,080	1,312,300	—	230・305
市民運動広場	14,366	268,730	672,700	—	305
山田グラウンド	27,897	4,963,140	114,600	—	305
市民球場	12,927	3,708,100	730,200	—	230
小和田グラウンド	16,065	572,250	892,000	—	305
山田テニスコート	2,730	211,750	0	—	357
秋川駅南口運動広場	9,735	—	—	—	357
油平クラブハウス	6,565	309,200	28,100	—	357
秋川グリーンスポーツ公園	23,987	1,903,170	504,400	12,193,241	—
テニスコート	6,545	1,584,270	16,900	—	305
少年野球場	17,076	209,300	442,400	—	305
グリーンキャンプ場	366	109,600	45,100	—	92
戸倉運動場	3,230	153,200	53,400	305,250	365
合計	540,389	53,435,480	12,946,990	279,974,379	—

○ 図書館

施設名	利用者数 (人)	個人貸出冊数 (冊)	管理運営経費 (円)	開館日数 (日)
中央図書館	319,255	384,818	105,146,535	292
東部図書館エル※	165,848	188,188	23,054,491	298
五日市図書館	—	82,901	12,396,389	293
増戸図書館	—	41,472	3,634,010	297
合計	485,103	697,379	144,231,425	—

※ 五日市図書館と増戸図書館の利用者数は、把握していません。

※ 東部図書館エルにおける貸出施設の使用料等の状況は、次のとおりです。

施設名	使用料等 (エルホール・学習室等)		
	利用人数 (人)	収入額 (円)	減免額 (円)
東部図書館エル	10,188	212,400	27,200

○ 郷土館

施設名	利用者数（人）	管理運営経費（円）	開館日数（日）
五日市郷土館	6,350	12,279,214	242
二宮考古館	2,561	6,437,759	243
合計	8,911	18,716,973	—

○ 児童館

施設名	利用者数 （人）	使用料等（集会室等）			管理経費 （円）	開館日数 （日）
		利用人数(人)	収入額（円）	減免額（円）		
若竹児童館	13,085	138	4,500	2,400	—	293
若葉児童館	12,826	0	0	0	—	293
南秋留児童館	15,826	170	14,000	10,500	—	293
屋城児童館	11,513	3,686	79,000	237,300	—	293
一の谷児童館	5,548	1,852	17,500	161,000	—	293
草花児童センター	23,936	615	5,600	40,500	—	293
多西児童館	17,069	2,592	113,750	223,300	—	293
前田児童館	11,746	1,153	78,000	13,200	—	293
五日市児童館	※7,567	—	—	—	—	293
五日市児童館増戸分室	※8,782	—	—	—	—	293
合計	127,898	10,206	312,350	688,200	※38,480,321	—

※ 利用者数：一般児童と児童育成会（五日市児童館と同館増戸分室は一般児童のみ）の利用者の合計です。

※ 管理経費：非常勤嘱託員等の報酬を含みます。